

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構事務決裁規程

(令和8年4月1日規程第5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、理事長の権限に属する事務の代決、専決等に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 理事長、理事長の職務の代理者、理事長の権限の受任者又は専決権限を有する者等（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務につき、一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (2) 専決 常時理事長又は理事長の権限の受任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 室長 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構組織規程（以下「組織規程」という。）第7条第1項に規定する室長をいう。
- (4) センター長 組織規程第7条第1項に規定するセンター長をいう。
- (5) オフィスマネージャー 組織規程第7条第1項に規定するオフィスマネージャーをいう。
- (6) リーダー 組織規程第7条第1項に規定するリーダーをいう。
- (7) チーフプロジェクトオフィサー 組織規程第8条第1項に規定するチーフプロジェクトオフィサーをいう。
- (8) 企画調整担当課長 組織規程第8条第1項に規定する企画調整担当課長をいう。
- (9) 統括園長 組織規程第9条第1項に規定する統括園長をいう。
- (10) 園長 組織規程第9条第1項に規定する園長をいう。
- (11) 寮長 組織規程第9条第1項に規定する寮長をいう。
- (12) 統括寮長 組織規程第10条第1項に規定する統括寮長をいう。

(事務の代決)

第3条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決することができる。

2 理事長及び副理事長ともに不在のときは、当該事務を所掌する理事がその事務を代決することができる。

3 理事長、副理事長及び理事ともに不在のときは、主管の室長、センター長、オフィスマネージャー又は統括園長がその事務を代決することができる。

第4条 室長が不在のときは、企画調整担当課長がその事務を代決することができる。

2 室長及び企画調整担当課長ともに不在のときは、主管のリーダーがその事務を代決することができる。

第5条 センター長が不在のときは、主管のリーダーがその事務を代決することができる。

2 統括園長が不在のときは、園長又は主管のリーダーがその事務を代決することができる。

る。

3 統括園長及び園長がともに不在のときは、統括寮長又は主管の寮長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第6条 第3条から前条までの代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

(後関)

第7条 代決した事務については、すみやかに当該事務の決裁責任者の後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(理事長の決裁事項)

第8条 理事長は、別表に掲げる事項を決裁する。ただし、第9条及び第10条に規定するものを除く。

2 理事長の決裁を要する事項は、副理事長を経由しなければならない。

(副理事長の専決事項)

第9条 副理事長は、理事長が決裁すべき事務のうち適当と認めるものを専決することができる。

(室長等の専決事項)

第10条 室長、センター長、オフィスマネージャー、リーダー、チーフプロジェクトオフィサー、企画調整担当課長、統括園長、園長、寮長及び統括寮長(以下この条において「室長等」という。)は、別表に定める事務を専決することができる。ただし、室長等が組織規程第12条第2項に規定する非常勤職員である場合において、室長等が不在であり、かつ、急施を要するときは、室長等の直近上位の職(役員を含む。)が専決できるものとする。

(類推による専決)

第11条 この規程に規定されていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第12条 前4条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(報告)

第13条 専決事務のうちあらかじめ上司が指定したものを専決した者は、速やかにその内容を整理して上司に報告しなければならない。

(合議における代決の規定の準用)

第14条 決裁に至るまでの手続過程において、合議を受ける者が不在の場合には、第4条から第6条までの規定を準用する。

(実施細目)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、理事長の権限に属する専決等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条、第9条、第10条関係）

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
運営方針	法人の運営に関する 一般方針の決定に関 すること。								
中期計画等	中期計画及び年度計 画の作成に関するこ と。								
組織	法人の内部組織の設 置、改廃に関するこ と。								
(定数)	権限の委任及び配分 並びに職員の必要数 に関すること。								
役員の任免	副理事長、理事の任命 及び解任に関するこ と。								
外部委員等の任免	外部委員の任免、委 嘱、解嘱、選任及び解 任に関すること。								
雇用、解雇等	職員の雇用、人事異 動、解雇、懲戒及び賞 罰に関すること。								
休職			職員（管理職手当受給 者を除く。）を休職す ること。						
事務分担			所属職員の事務分担 を定めること。	所属職員の事務分担 を定めること。	所属職員の事務分担 を定めること。		所属職員（統括園長を 除く。）の事務分担を 定めること。		
扶養親族の認定			職員の扶養親族の認 定に関すること。						職員の扶養親族の認 定に関すること（当該 事務を所掌するチー ムに置かれるリーダ ーに限る。）。

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
手当認定			職員の住居手当、通勤 手当の確認、決定、改 定に関する事。						職員の住居手当、通勤 手当の確認、決定、改 定に関する事(当該 事務を所掌するチー ムに置かれるリーダ ーに限る。)
旅行(職員)	副理事長、理事、室長、 センター長、オフィスマ ネージャー、チーフ プロジェクトオフィ サー及び統括園長の 出張(外国旅行に係 るものに限る。)に 関すること。	チーフプロジェクト オフィサーに出張(外 国旅行に係るもの を除く。)を命ずる こと。	所属職員(室長を除 く。)の出張(外国旅 行に係るものに限 る。)に関する事及 び室長に出張(外国 旅行に係るものを 除く。)を命ずる こと。	所属職員(センター長 及び統括園長を除 く。)の出張(外国旅 行に係るものに限 る。)に関する事並 びにセンター長又は 統括園長に出張(外 国旅行に係るもの を除く。)を命ずる こと。	所属職員(オフィスマ ネージャーを除く。) の出張に関する事 及びオフィスマネ ージャーに出張(外国 旅行に係るものを 除く。)を命ずる こと。	企画調整担当課長に あつては企画調整 担当課長に出張(外 国旅行に係るもの を除く。)を命ずる こと及び統括寮長 にあつては統括寮 長に出張(外国旅行 に係るものを除 く。)を命ずる事。	所属職員(統括園長 を除き、園長を含 む。)に出張(外国 旅行に係るものを 除く。)を命ずる こと。	所属職員(寮長を含 む。)に出張(外国 旅行に係るものを 除く。)を命ずる こと。	当該リーダーが所 属する室又はセン ターの職員(室長、 センター長、企画 調整担当課長、 園長及び統括寮 長を除き、リーダ ーを含む。)に出 張(外国旅行に係 るものを除く。)を 命ずる事。
旅行(職員以外)			法人の職員以外の者 への旅費支給を認 定すること。						
旅費の調整			旅費規程第23条の 規定により、旅費 の支給について 調整すること。						
休憩時間			職員の勤務時間、 休暇等に関する 規程第5条第2 項の規定により、 休憩時間を延長 すること。						
勤務時間の割振り 変更等			職員の育児休業等 に関する規程第 30条第24項の 規定により、勤 務時間の割振り、 週休日、時間外 勤務代休時間の 指定、週休日等 の振替及び半日 勤務時間の割 振り						

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
			変更につき別段の定めをすること。						
休業の承認及びその期間の延長並びに育児短時間勤務の承認及びその期間の延長を承認すること			職員（管理職手当受給者を除く。）の休業の承認及びその期間の延長を承認すること並びに育児短時間勤務の承認及びその期間の延長を承認すること。						
部分休業の承認		チーフプロジェクト オフィサーの部分休業の承認に関する こと	所属職員（室長を含む。）の部分休業の承認に関する こと	所属職員（センター長 又は統括園長を含む。）の部分休業の承認に関する こと	所属職員（オフィスマ ネージャーを含む。）の部分休業の承認に関する こと	企画調整担当課長に あつては企画調整担 当課長の部分休業の承認に関する こと及び統括寮長にあつて は統括寮長の部分休業の承認に関する こと。	所属職員（統括園長を 除き、園長を含む。）の部分休業の承認に 関すること。	所属職員（寮長を含 む。）の部分休業の承認に関する こと	所属職員（リーダーを 含む。）の部分休業の承認に関する こと
規程整備	就業規則等の各種規 程の制定及び改廃に 関すること。		就業規則等の各種規 程の軽易な改正に関 すること。						
通知、催告、申請、送 付、届出、照会、回答、 依頼及び報告	重要な通知、催告、申 請、送付、届出、照会、 回答、依頼及び報告に 関すること。		通知、催告、申請、送 付、届出、照会、回答、 依頼及び報告に関する こと。	通知、催告、申請、送 付、届出、照会、回答、 依頼及び報告に関する こと。	通知、催告、申請、送 付、届出、照会、回答、 依頼及び報告に関する こと。		軽易な通知、催告、申 請、送付、届出、照会、 回答、依頼及び報告に 関すること。	軽易な通知、催告、申 請、送付、届出、照会、 回答、依頼及び報告に 関すること。	軽易な通知、催告、申 請、送付、届出、照会、 回答、依頼及び報告に 関すること。
文書の受理等			文書の受理及び還付 に関する こと。	文書の受理及び還付 に関する こと。	文書の受理及び還付 に関する こと。		文書の受理及び還付 に関する こと。	文書の受理及び還付 に関する こと。	文書の受理及び還付 に関する こと。
登記、供託	法人の登記に関する こと。		不動産の登記、供託に 関すること。						

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
訴訟、不服申し立て等	訴訟及び不服申立て 並びに法人の義務に 属する損害賠償の額 の決定に関する事 こと。								
寄付、贈与	負担付の寄付又は贈 与の受領に関する事 こと。		寄付又は贈与の受領 に関する事こと。(負担 付のものを除く。)						
情報公開			神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開に関する事こと。	神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開に関する事こと。	神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開に関する事こと。		神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開（同条例第 14 条の 規程の適用を受ける 文書に限る。）に関 する事こと。	神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開（同条例第 14 条の 規程の適用を受ける 文書に限る。）に関 する事こと。	神奈川県情報公開条 例に基づく文書の公 開（同条例第 14 条の 規程の適用を受ける 文書に限る。）に関 する事こと。
個人情報保護			個人情報の保護に関 する法律第 75 条第 1 項に基づく、個人情報 ファイル簿の作成及 び公表に関する事 こと並びに個人情報取 扱事務の登録に関 する事こと。	個人情報の保護に関 する法律第 75 条第 1 項に基づく、個人情報 取扱事務の登録に関 する事こと。	個人情報の保護に関 する法律第 75 条第 1 項に基づく、個人情報 取扱事務の登録に関 する事こと。				
個人情報の開示等			個人情報の開示、訂 正、利用停止等に関 する事こと。	個人情報の開示、訂 正、利用停止等に関 する事こと。	個人情報の開示、訂 正、利用停止等に関 する事こと。				
広報			広報を行う事こと。	広報を行う事こと。	広報を行う事こと。		軽易な広報を行う事 こと。	軽易な広報を行う事 こと。	軽易な広報を行う事 こと。
勤務条件制度等	職員の給与、勤務時 間その他の勤務条件、懲 戒、研修及びその 他の身分取扱いに関 する制度構築に関 する事こと。		職員の給与、勤務時 間その他の勤務条件、懲 戒、研修及びその 他の身分取扱いに関 する制度構築の細 部事項に関する事 こと。						

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
労働組合	労働協約の締結に関 すること。		労働協約に基づく細 部事項に関する事 項。						
協定の締結、協議の要 請等			協定等の締結、協議、 協力の要請等及び委 託、受託及び契約等 に関する事 項。						
証明			職員又は職員であつ たものの各種証明に 関する事 項。						
人材育成			職員の研修の企画、実 施に関する事 項（所掌 する事務に関する事 項に限る。）	法人内外の職員の研 修の企画、実施に関 する事 項（組織規程第4 条第3号に規定する 人材育成センターに 置かれるセンター長 に限る。）	職員の研修の企画、実 施に関する事 項（所掌 する事務に関する事 項に限る。）				
安全衛生			職員の福利厚生、安全 及び衛生に関する企 画、実施に関する事 項						
			安全運転管理者の選 任に関する事 項。						
被服			被服の貸与に関する 事 項。						
財産管理(取得、処分)	重要な資産の取得、管 理、処分に関する事 項。		固定資産の取得、処分 等の調整に関する事 項。						
財産管理(管理)			固定資産の管理に関 する事 項。						
資産の取得・処分			資産の取得・処分に 関 する事 項						
資産の貸付			資産の貸付に関する 事 項						
少額備品の取得・処分			少額備品の取得・処分 に 関する事 項。						

区分	理事長決裁事項	チーフプロジェクト オフィサー専決事項	室長専決事項	センター長及び統括 園長専決事項	オフィスマネージャ ー専決事項	企画調整担当課長及 び統括寮長専決事項	園長専決事項	寮長専決事項	リーダー専決事項
少額備品の貸付			少額備品の貸付に 関すること。						
講習会等の開催	重要な講習会、講演 会、打合せ会等の開催 に関する事。		講習会、講演会、打合 せ会等の開催に 関すること。	講習会、講演会、打合 せ会等の開催に 関すること。	講習会、講演会、打合 せ会等の開催に 関すること。		講習会、講演会、打合 せ会等の開催（軽易か つ定例的なものに 限る。）に 関すること。	講習会、講演会、打合 せ会等の開催（軽易か つ定例的なものに 限る。）に 関すること。	講習会、講演会、打合 せ会等の開催（軽易か つ定例的なものに 限る。）に 関すること。
資料の作成等			資料等の作成、収集、 配布等に関する事。	資料等の作成、収集、 配布等に関する事。	資料等の作成、収集、 配布等に関する事。		資料等の作成、収集、 配布等に関する事。	資料等の作成、収集、 配布等に関する事。	資料等の作成、収集、 配布等に関する事。
その他			他所掌する事務 のうち、軽易な事項の 処理に関する事。	他所掌する事務 のうち、軽易な事項の 処理に関する事。	他所掌する事務 のうち、軽易な事項の 処理に関する事。		他所掌する事務 のうち、軽易な事項の 処理に関する事。	他所統括園長専決 事項のうち、統括園長 が指定する事務	他所室長、センター 長又は統括園長専決 事項のうち、室長、セ ンター長又は統括園 長が指定する事務